

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20210301	株式会社岡三物流(法人番号8180301003528) 代表者永田忠士	愛知県岡崎市羽根町字小豆坂153	本社営業所	愛知県岡崎市羽根町字小豆坂153	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和2年9月29日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
2	20210308	株式会社岐阜ロジック(法人番号1200001011925) 代表者廣瀬勝彦	岐阜県羽島市舟橋町出須賀二丁目72番地	本社営業所	岐阜県羽島市舟橋町出須賀二丁目72番	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年6月24日及び令和2年9月2日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	1	1
3	20210309	名阪急配株式会社(法人番号2180001075088) 代表者村井聖	愛知県春日井市東山町字東山2345番地の1946	名古屋センター	愛知県清須市西市場五丁目5-2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年10月1日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
4	20210309	株式会社誠隆(法人番号6180001125442) 代表者越智誠	愛知県名古屋市中川区荒子二丁目14-2アクティブ奥村B号	本社営業所	愛知県名古屋市中川区荒子二丁目14-2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項	令和2年9月15日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20210315	ヘラクス株式会社(法人番号9190001001540) 代表者小林正	東京都千代田区麹町4丁目7-5	本社営業所	三重県津市河芸町東千里字中ノ川1064番地8	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和2年8月31日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)損害賠償の支払能力義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(6)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(7)運賃料金変更未届出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	11
6	20210316	株式会社福井急行(法人番号9210001011925) 代表者柳本茂	福井県越前市粟田部町第79号1番地7	本社営業所	福井県越前市粟田部町79字横枕1番7	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4	令和2年9月11日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。 (1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(2)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	2	2
7	20210318	有限会社細畑重機(法人番号3200002008233) 代表者細畑直樹	岐阜県各務原市須衛町2丁目111-7	本社営業所	岐阜県各務原市須衛町2丁目111-7	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年7月1日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20210318	有限会社相馬商事(法人番号3080002013031) 代表者相馬征道	静岡県静岡市清水区蒲原5061-2	本社営業所	静岡県静岡市清水区蒲原字留出東5061-2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年7月30日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	1	1
9	20210318	株式会社セイカ運輸(法人番号8180301032147) 代表者海野安次	愛知県碧南市城山町二丁目13番地3	安城営業所	愛知県安城市横山町下毛賀知127番地4ロイヤルオ/1-3号室	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年9月4日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	2	2
10	20210323	株式会社トライバル(法人番号2180001102115) 代表者五十君隆政	愛知県春日井市関田町1丁目31番地	本社営業所	愛知県春日井市関田町1丁目31番地フレストスクエア春日井中央通302号	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年10月2日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
11	20210323	有限会社SHINKO(法人番号5080002010027) 代表者河原崎貴弘	静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷106-5	本社営業所	静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷106-5、106-6	事業停止(30日間)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	令和元年11月12日、令和2年8月30日及び令和2年12月1日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)	30	30

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20210323	三糧輸送株式会社(法人番号4190001015066) 代表者川北正	三重県四日市市曙町7-7	津営業所	三重県津市芸濃町棕本字目細5522-7	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年9月29日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	8	8
13	20210323	高浜木材株式会社(法人番号5180301015823) 代表者都築剛二	愛知県高浜市碧海町二丁目5番地22	本社営業所	愛知県高浜市碧海町二丁目5番地22	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年9月18日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
14	20210323	今村運輸倉庫有限会社（法人番号2200002006997）代表者今村和哉	岐阜県各務原市前渡北町4-50-1	本社営業所	岐阜県各務原市前渡北町4-50-1	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年9月28日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	1	1
15	20210326	株式会社マルマツ運送（法人番号2190001016330）代表者松本守	三重県三重郡川越町大字北福崎142番地	本社営業所	三重県三重郡川越町大字北福崎字宮西142番地	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和2年9月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
16	20210330	有限会社なかの（法人番号6190002015476） 代表者中野高男	三重県松阪市久保町1855番地709	本社営業所	三重県松阪市久保町1855-709	輸送施設の使用停止（140日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和元年9月30日及び令和2年7月9日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(14)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(15)運賃料金変更未届出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。